

## 令和6年2月分（9件）

### 【館山市移住相談業務と館山市空き家バンク制度について】

<b>内容</b>	<p>館山市納税者です。館山市空き家バンクについて2点思うところがあり、市長のご回答を頂戴したいと存じますので宜しくお願い致します。</p> <p>まず1点目として、館山市移住相談業務委託は、毎年随意契約で移住相談業務のほか、空き家バンクとしての調査やYouTubeによる動画作成等を行ってきましたが、令和4年度までの移住世帯数は毎年20数世帯程度の横ばいで推移し全く上向いておりません。さらに、YouTube登録者数は僅か3,840人にしか至っておらず、令和4年度のYouTube全動画配信数は僅か38件、うち不動産紹介については14件しかなく、空き家対策としての流通促進に寄与してきたのか疑念を抱かざるを得ないものです。また、効果が僅かな空き家対策に年間450万円もの委託費用が長年支払われてきたことも、費用対効果として適正であったのか疑念を抱くところです。昨年から新たな館山市空き家バンク制度が発足し、令和6年度からは移住相談業務委託は公募型プロポーザルとなるのは競争原理が働き好ましいことですが、何故、空き家バンクの業務が削除されたのに年間450万円の委託予算は減らず、複数年契約となるのか理解に苦しむところです。是非理由についてご回答をお願い致します。</p> <p>2点目としては、昨年より宅建協会南総支部と空き家対策のための協定を結び、新たに館山市空き家バンク実施要綱が施行されましたが、利活用可能な空き家についての居住を促進し地域の活性化を図ることについての質問です。本来、居住を促進するのであれば空き家情報を不動産ポータルサイトへ掲載し、広く集客効果を図ることが流通促進に繋がり、全国各地へ情報発信することで他県からの移住者を増やすことが地域活性化を図ることになるはずですが。しかしながら空き家バンク実施要綱を見ると、空き家登録者は宅建業者と媒介契約を締結し、元付と客付業者が同一の専属選任媒介契約となるよう定めています。このため、宅建業者がレイズに登録をしたところで結局は宅建業者の両手仲介のための囲い込みになる虞があると思われまます。国交省により「全国版空き家・空き地バンク」が構築され、(株)LIFULLとアットホーム(株)がモデル事業に採択され平成30年より本格運用されていますが、南房総市をはじめ多くの自治体が参画しているこの事業に、館山市は未だ参画していないのはなぜでしょうか。</p> <p>以上2点についてご回答を宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【R6.2.5 受理】</p>
<b>回答</b>	<p>この度は「市長への手紙」をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>1点目、NPO法人おせっ会への委託により実施している「館山市移住相談業務」について、当該業務の事業費450万円のメインとなる移住支援業務において、令和4年4月から令和5年3月までの1年間で224件の移住相談を受けているほか、求人紹介イベントや移住セミナーの開催、都内で実施される移住関連イベントへの参加等も行っており、移住者1名あたりの費用対効果で見ると、必ずしも低くないものと考えています。昨年9月に開催された「館山市事業仕分け」においても、仕分け人の方から同様の評価をいただいています。</p> <p>また、不動産紹介については、基本的には不動産会社においてなされるものであると認識しており、当該業務における不動産紹介は、移住相談に関連するものとして、移住者が有効活用できるような物件を限定的に情報提供しています。</p> <p>なお、「おせっ会 YouTube チャンネル」で配信した動画をきっかけに移住相談をされる方もおり、まだ十分とは言えないものの、一定の広報効果があったと考えています。</p> <p>移住相談業務は、相談開始から移住・定住後の生活まで長期間にわたることが多く、移住世帯へのきめ細やかな支援、継続的な取組が大切であることから、契約期間を令和6年度から令和8年度までの3年間に設定することとし、令和5年12月議会において承認いただきました。</p> <p>2点目、「館山市空き家バンク制度」については、制度構築の段階で「全国版空き家・空き地バンク」等への参加についても協議を行いました。まずは手探りながらも実績をつくる事、制度を軌道に乗せる事を優先するため、外部情報システム等は利用せず令和5年8月から開始することとしました。</p> <p>「全国版空き家・空き地バンク」は掲載料が無料で全国に情報発信ができる事などメリットも多いため、今後の「館山市空き家バンク」の利用状況等によっては参加をする可能性はあります。</p>

	<p>また、空家利用希望者が他宅建業者との契約をしている状態でも、「館山市空家バンク制度」の登録空家について交渉をすることは可能であり、その場合は、空家所有者・担当宅建業者と空家利用希望者・利用希望者と契約している宅建業者による交渉となります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 20 回答】</p>
--	---

【無題】

<p><b>内容</b></p>	<p>資産のない成年被後見人の報酬助成を「館山市成年後見利用支援事業実施要綱」に基づき申請しました。</p> <p>要綱8条(2)ウには「成年被後見人等及び当該者と生計を一にする世帯員が所有する不動産の評価額の合計額が500万円未満であること」とありますが、社会福祉課は「生計を一にする異なる世帯員」の調査を実施しています。</p> <p>また恐らく同条(2)アの調査も同様に内部で実施されているのではないのでしょうか。</p> <p>これは明らかに要綱の定めを超えた不適切な調査ですので改善を求めたいです。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 9 受理】</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>この度は「市長への手紙」をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。</p> <p>ご指摘いただいた内容について「生計を一にする」、「世帯員」などの用語の定義が要綱に明記されていないことから、解釈の相違が生じ、混乱を招きましたこと、お詫びいたします。</p> <p>本市では『住民票が別であっても、一緒に住んでいれば、「同一の世帯』と判断し、担当課による調査を行っております。</p> <p>今後は、解釈の相違が生じぬよう、要綱の記載内容について検討いたします。</p> <p>引き続き、成年後見制度の普及にご協力下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 22 回答】</p>

【館山市小児科について】

<p><b>内容</b></p>	<p>館山市に夜間救急の小児科がないのは何故ですか？</p> <p>夜、小さい子供に何かあった時亀田まで行かなきゃ行けない、木更津の方まで行かなきゃ行けない。</p> <p>すごく不便だし、何かあってからじゃ遅いと思います。小学生未満の子供は安房地域医療センターも夜間小児科は見てくれません。</p> <p>早急に対処お願いしたいです。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 15 受理】</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>この度は、館山市における夜間の小児救急医療に関するご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>夜間や休日における小児患者の受入は、千葉県が指定する地域ごとに「小児救急医療拠点病院」で行うこととされております。</p> <p>館山市を含む安房地域の「小児救急医療拠点病院」は亀田総合病院であることから、館山市内に新たに「小児救急医療拠点病院」を整備することは非常に難しい状況です。</p> <p>しかしながら、小児救急医療体制の整備・確保については、より良い子育て環境を確保するためにも、大変重要であると認識しています。</p> <p>夜間や休日において、お子様の具合が悪くなった時の保護者の皆様の御心配や不安なお気持ち拝察いたします。</p> <p>館山市といたしましては、夜間や休日において、急にお子さんの具合が悪くなった時や、すぐに医療機関に受診させた方が良いか迷った時に、看護師や小児科医からアドバイスを受けられる「子ども医療電話相談事業 #8000」や、子どもの症状から夜間や休</p>

	<p>日に病院を受診するかどうか判断の目安となる、公益社団法人日本小児科学会によるウェブサイト「こどもの急病」をご活用いただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 21 回答】</p>
--	--

【子ども食堂について】

<p><b>内容</b></p>	<p>毎月第3土曜日 11：00～14：00 “子ども食堂” を実施しています。</p> <p>利用者の方々になかなか届きません。</p> <p>ぜひ、市長のお力をお借りしてパンフレット等を市役所の中に掲載していただけないでしょうか。</p> <p>宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 16 受理】</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>この度は「市長への手紙」をいただきありがとうございます。</p> <p>また日頃から、館山市の児童福祉行政にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。</p> <p>現在、毎月、他の会員様から開催チラシ（A4版カラー刷り、1枚）の画像データをこども課宛てにいただいております、こども課前の子育て支援関係の案内ボード等で定期的に掲示しております。</p> <p>もし、この開催チラシ以外に、パンフレットを作成いただいている場合には、利用希望者がこども課に来庁された際に、お渡しをさせていただきますので、ご検討いただければと思います。</p> <p>また、そのほかに何かご要望等がございましたら、担当のこども課家庭児童係（22-3133）にご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 3. 1 回答】</p>

【プールについて】

<p><b>内容</b></p>	<p>館山市営プールの ViVi で子供が水泳を習っています。</p> <p>3月で営業中止になりますが、子供達はプールを今後も続けたいと希望しています。</p> <p>できることなら続けさせてあげたいですが、子供が3人いるため、セントラルだと料金が高く通わせることが難しいです。</p> <p>他の都市だと、すでに学校と外部が連携して水泳を指導しています。</p> <p>この機会に、小学校のプールに屋根を作るなどして、このまま市営プールを継続することは不可能でしょうか？</p> <p>できたら子供のやりたい気持ちを尊重してあげたいです。</p> <p>すぐに学年が上がってしまうため、できることなら早急に検討して頂けると嬉しいです</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 19 受理】</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>この度は、「市長への手紙」をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今年度末をもって市営温水プールが廃止されますが、その後、継続して水泳ができる施設をお示しすることができず、心苦しく感じております。</p> <p>ご意見として頂いた、学校のプールを市営プール化することについてですが、館山市ではこれまでも同様の調査・検討を行ってきました。</p> <p>特に、市街地にある北条小学校や館山小学校に、不特定多数の学校関係者以外の方が集中する市営プール等の体育施設を設置した場合、周辺の道路環境（幅員など）を考慮すると、児童の安全上のリスクが高まることから、学校敷地内に学校施設以外の体育施設を設置することは難しいと考えています。</p> <p>現在、民間プールのコース借上げなど、廃止となる温水プールの代替施設について調整しているところです。</p> <p>3月末までには、代替施設含め、今後の温水プールの方針について、皆様にお示し</p>

	<p>たいと考えております。</p> <p>このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 29 回答】</p>
--	--

【館山市消防団規則の改正が必要です】

<p><b>内容</b></p> <p>第 8 条中の許可を命令に改正されたい。 貴市は、消防組織法第 18 条第 3 項項が適用。厳守されたい。 第 11 条及び第 12 条中の市長を削除。 第 23 条第 2 項により、礼式を規則化されたい。以上</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 19 受理】</p>	
<p><b>回答</b></p> <p>市長への手紙拝見いたしました。</p> <p>ご指摘の館山市消防団規則第 8 条、第 11 条及び第 12 条の見直しにつきましては、必要性や他団体の状況に鑑み判断してまいります。</p> <p>消防組織法第 18 条第 3 項の適用については、本市は消防本部を置いていない組合消防ですので該当しないものと考えております。</p> <p>また、同法第 23 条第 2 項に基づく礼式の規則化については、館山市消防団員の訓練礼式及び制服に関する規則により、消防庁による消防訓練礼式の基準を準用すると定めております。</p> <p>以上ご回答いたしますが、今後も関係法令に反することのないよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 22 回答】</p>	

【若潮スポーツ水泳について】

<p><b>内容</b></p> <p>3 月になろうとしていますプール閉館迄あと 4 回しかありません。若潮水泳の人は 4 月からどうするという会話ばかりです。 安房高もダメ自衛隊もダメ セントラルは 8,500 円もします火水木金 9:00~1:00 すでにいっぱいとの声。 私は脊柱管狭窄症をもっている人間は週 1 回~2 回のプールがなくなると歩けなくなります。足がつっていたい頃 木・金とプールに通い歩けている状態です。 プールの代替に補助金はないのですか？ 若潮水泳を続ける事は出来ないのですか？ 良い回答を早く望みます。 館山市民としてなるべく病院に通わず 自分の足で歩きたいです。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 2. 20 受理】</p>	
<p><b>回答</b></p> <p>この度は、「市長への手紙」をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市営 25 メートル室内温水プールをご利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>代替プールについてですが、セントラルスポーツクラブ館山と週 1~2 回の特定の時間、コースを借上げ、安価で個人利用できるよう協議を進めており、必要な費用について次年度予算を要求しているところです。</p> <p>館山ファミリースポーツクラブわかしおの水泳についてですが、現在、館山ファミリースポーツクラブわかしおの会長と、4 月以降の活動場所について、指導者の確保を含め、検討を続けております。</p> <p>このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R6. 3. 4 回答】</p>	

【九重竹原地区残土埋立事業期間と樹木立ち枯れについて】

<p><b>内容</b></p>	<p>R5.6.30 にお手紙を出した後の下記状況について、調査して頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>九重地区の残土埋立事業期間は、”再生土等の埋立て等に関する標識”で表示されています”埋立て等の期間”では、令和5年12月30日までとなっていますが、令和6年2月22日時点でも未だに工事が続いております。</p> <p>この事業は、延期されていますでしょうか？ご確認をお願い致します。</p> <p>また、残土埋立地の周りの杉の木が10本ほど葉が茶色く変色して来ております。立ち枯れして来ているように思えますので、残土の影響なのか、調査をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R6.2.26 受理】</b></p>
<p><b>回答</b></p>	<p>「九重竹原地区残土埋立事業期間と樹木立ち枯れについて」にお答えいたします。</p> <p>はじめに事業期間についてですが、「館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき許可した期間は「令和5年3月17日から令和5年12月20日まで」となっています。</p> <p>事業の完了手続きが終了していないことから、昨年末から事業者に対して継続して指導を行っている最中であり、引き続き、事業の完了手続きの指導を行ってまいります。</p> <p>また、本件の事業地とは別の箇所でも土砂等の搬入が行われている状況を確認したことから、現在、この搬入に関しても、土地の所有者に対し、条例に該当する事業かどうかの調査を行っている状況です。</p> <p>次に、樹木の立ち枯れについてですが、同条例に基づく許可事業につきましては、条例に位置付けられている地質検査を実施したところ、異常値は認められておりません。</p> <p>しかしながら、埋立地周辺の樹木立ち枯れ等の状況については、今後も市内循環パトロール等を通じて、経過観察を継続してまいりたいと考えています。</p> <p>周辺の皆様におかれましては、当該埋立て事業により、ご心配をおかけいたしているところですが、市といたしましても、当該事業者に対し、今後も適正な事業実施を強く求めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R6.3.4 回答】</b></p>

**【都市計画マスタープラン3・4・4 八幡館山線廃止について】**

<p><b>内容</b></p>	<p>2009年3月にまとまった館山市都市計画審議会の答申によると、都市計画道路12路線のうち非合理的の8路線が廃止という結果になった。(房日新聞平成21年4月5日)</p> <p>私の実家も廃止8路線の1つ3・4・4・八幡館山線上にある。</p> <p>2016年2月に当時市役所3号館2階都市計画課を訪ねその後の状況を聞いた。</p> <p>対応していただいた方から下町地区で県道につながっているため、都市計画道路の廃止・変更は千葉県に決定権があり、館山市にはない。</p> <p>ただし、館山市は都市計画審議会から都市計画道路の廃止の答申を受けているので、その方向で進める。しかし、館山市は決定権のある千葉県に対して答申通り道路の廃止に向けて運動(申請等)はしていない。道路を計画決定してから50年以上たっているが、千葉県内には数百と多くのこのような道路が存在している。</p> <p>個人的には、館山市は計画道路廃止の答申を受けて必要としない道路なので、廃止になるのではないかと。また、北条地区の土地の買収もほとんど進んでいない。</p> <p>しかし、計画道路の規制が今後も続くため、すぐに取り壊せない建物は建てることのできない。道路の廃止決定権は千葉県にあるので、今後さらに50年以上続くかもしれないという説明を受けた。</p> <p>館山市の都市計画課の説明を受けてから1年がたった2017年2月現在の状況が知りたくて、計画道路廃止の決定権がある千葉県庁を訪ねた。7階土地整備部の都市計画課へ行き、訪問内容を話し現状についてお話を伺った。近く新しい路線が決定され廃止と答申された8路線のうち那古正木線が、館山市から廃止の申請が県に提出されたのでその手続きを行っていると話してくれた。その他の廃止路線の申請は、県にまだ出ていないという</p>
------------------	---

	<p>ことだった。</p> <p>そして、最終的に都市計画課に書類が提出されて決定されるが、それまでに館山市が県の出先機関である安房土木事務所と打ち合わせをする。それから廃止路線の申請書を県に提出しなければ、県として決定することができない。県としては（都市計画課は）、まず館山市から申請がなければ動けない。廃止路線の申請書が提出されれば、すぐに対応するという話でした。</p> <p>1年前の方の話とは異なり、館山市が動かなければ先へ進まない。発言通り館山市が路線廃止の運動（申請）をしなければ、さらに50年以上そのままの状態になる。</p> <p>千葉県土地整備部都市整備局都市計画課作成の「都市計画見直しの基本方針」（平成26年7月4日）の中でも、「長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、計画内容や整備の必要性など再検証し、必要に応じて計画の見直しを行う」と書いてある。すでに答申が出て15年が立ち計画道路があるため、代替わりをきっかけに空き家になった家、手を加えない家、更地になった土地が増えている。</p> <p>都市計画審議会の答申に含まれた色々な媒体による観光客の招聘、栈橋の整備・拡張による定期便の確保等は実現している。</p> <p>その後何回か館山市の都市計画課へ行き、その都度異なる担当者と船形のバイパスの土地取得の状況を聞いた。</p> <p>廃止路線については何も動いていないようでした。</p> <p>地区懇談会でも「廃止」にしてほしいという意見が出て答申に反映されたが、実際には道路計画が廃止になっていない。</p> <p>あまりにもスピード感なく結果が先送りされることがないように、スピード感を持って関係者は対応してもらいたい。</p> <p>答申を依頼しそれを受け取った前市長は、結果を出すことができなかった。</p> <p>どうして元の状態（廃止にする）に戻すことができなかったのか理由が知りたい。</p> <p>現在の状況、結果などがあるならば書類、資料、報告書等を送っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R6. 2. 26 受理】</b></p>
<p><b>回答</b></p>	<p>この度は、「市長への手紙」をいただきありがとうございます。</p> <p>その当時館山市内の都市計画道路は、将来の人口増加に伴う交通需要への対応や現道拡幅による安全性及び利便性の向上等のため計画決定されましたが、決定から50年以上未整備のままとなっている路線も多く残っており、社会情勢の変化等を踏まえ、全体的な見直しを行う必要が生じています。</p> <p>平成21年（2009年）4月に策定した「館山市都市計画マスタープラン」において、廃止の方針を示している路線のうち、新規事業計画との整合を図るために2路線※を廃止しましたが、未だ整理がされていない路線が残っています。</p> <p>※廃止路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3・4・3 船形川名線（H25 廃止）</li> <li>・3・5・9 那古正木線（H31 廃止）</li> </ul> <p>お手紙にもありましたとおり、都市計画道路の区域内では建築制限があり、建築物を建築するためには都市計画法第53条第1項の許可が必要となります。</p> <p>なお、許可基準としては以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 2階建て以下で、地階を有しないこと。</li> <li>(2) 構造が、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造であること。</li> </ol> <p>市としましても、長期間未整備の都市計画道路の見直しは喫緊の課題であると考えており、現在、都市計画道路全体について調査検討を行い、交通処理検証も踏まえて道路整備の必要性を整理したところです。</p> <p>今後、ご指摘の「3・4・4 八幡館山線」を含めまして、計画廃止等の都市計画変更について千葉県と協議をしていきます。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R6. 3. 4 回答】</b></p>